

伊治城跡

－平成12年度：第27次発掘調査報告書－



平成13年3月

宮城県 築館町教育委員会

伊治城跡

—平成12年度：第27次発掘調査報告書—

平成13年3月

築館町教育委員会

序

築館町がめざしているまちづくりの基本理念は、歴史、伝統、文化、自然を活かしながら、優しいこころにつつまれた歴史と未来がクロスするまちづくりであります。このため、先人が残した歴史的遺産・文化財の調査研究と保護・活用に積極的に取り組んでいるところであります。

これまでの発掘調査の成果としては、永年「幻の城柵」言われ続けていた伊治城の所在地が確定したことが一番に上げられます。これまで伊治城の擬定地のひとつだった城生野地区に、はじめて発掘調査を実施したのが、宮城県多賀城跡調査研究所でした。その後、宮城県教育委員会の協力を得ながら調査を行った結果、ついに平成3年度に伊治城の政庁を検出することができました。また、「古代の幻の兵器」弩の一部分である「機」が、国内ではじめて発見されました。このことからも、伊治城の重要性を示すとともに、極めて重要な発見でした。これらの成果は、協力をいただきました関係機関をはじめ、地元住民の皆さんとの協力がなければ、このような成果は得られませんでした。

本年度の調査は、これまでの成果をうけて、伊治城の内郭南辺区画施設の検出及び隣接する外郭南地区の様相の把握を目的に発掘調査を実施しました。調査の結果、外郭南地区で掘立柱建物がはじめて検出されましたが、内郭南辺区画施設は検出できませんでした。

最後になりましたが、本調査を実施するにあたり、協力していただきました土地所有者の方に深く感謝申し上げます。また、調査に指導していただきました、宮城県教育庁文化財保護課の皆様に感謝申し上げます。

平成13年3月

築館町教育委員会

教育長 南 條 正 臣

例　　言

1. 本書は、宮城県栗原郡築館町字城生野に所在する伊治城跡の平成12年度発掘調査（第27次調査）の成果をまとめたものである。
2. 調査は、国庫補助事業にもとづくものであり、築館町教育委員会が主体となり、宮城県教育庁文化財保護課・築館町教育委員会が担当した。
3. 調査時における地区割りは、城生野分館前の伊治城跡「原点1」を基準点（0, 0）とし、この点と「原点2」とを結ぶ線を基準として直角座標を組み、割り出している。基準線の南北軸は、 $2^{\circ} 8' 8''$ 西偏する。基準点の座標値（第X系）は以下のとおりである。

原点1 X=−137,175.996 Y=18,059.271

原点2 X=−137,172.798 Y=18,145.712

平面図中の地区割り：E−50、S−400などの表記は、原点1からに東50m、南に400mの位置にあることを示している。

4. 本遺跡の位置を示した地形図（第2図）は、国土交通省国土地理院発行の1/25,000の地形図「金成」、「築館」を使用して作製した。
5. 土色の記載は、小山正忠・竹原秀雄（1973）『新版標準土色帳』にもとづいた。
6. 本書の作成は築館町教育委員会と宮城県教育庁文化財保護課が担当し、担当者の協議を経て、第I章から第V章を千葉長彦（築館町教育委員会）が、第VI・VII章は村田晃一（宮城県教育庁文化財保護課）と千葉が執筆し、編集は千葉と村田が行った。また、石器の実測および事実記載は、山田晃弘（宮城県教育庁文化財保護課）がおこなった。
7. 発掘調査および本書の作成に際しては下記の機関・方々からご教示・ご指導を賜った。
宮城県多賀城跡調査研究所　白鳥良一　後藤秀一
8. 本遺跡では、遺構に種類ごとの略号と検出順の番号を付している。種類ごとの略号は以下のとおりである。
建物跡=S B、堀跡・柵跡=S A、竪穴住居跡、竪穴遺構=S I、土取り跡など=S X、溝=S D、土壤=S K
9. 発掘調査の記録や出土品は築館町教育委員会が一括して保管している。
10. 本調査の成果の一部は、『現地説明会資料』『古代城柵官衙遺跡検討会資料』などに紹介しているが、本書の内容がすべてに優先する。
11. これまでの本遺跡の発掘調査および調査報告書（16冊）については、本文の後にまとめて示している。

目 次

序

例 言

目次・調査要項

I. 遺跡の位置.....	1
II. 遺跡の概要.....	1
III. 周辺の遺跡.....	3
IV. 調査の目的.....	3
V. 発見した遺構と遺物.....	7
VI. 考 察.....	14
VII. ま と め.....	19

引用・参考文献

伊治城跡発掘調査報告書一覧

付表1. 伊治城跡の発掘調査

付表2. 伊治城および栗原郡に関する古代史年表

写真図版

報告書抄録

調 査 要 項

1. 遺跡名 伊治城跡（宮城県遺跡登録番号：41007）
2. 所在地 宮城県栗原郡築館町城生野地蔵堂
3. 調査主体 築館町教育委員会
4. 調査担当 築館町教育委員会生涯学習課 千葉長彦
5. 調査協力 宮城県教育庁文化財保護課 高橋栄一、引地弘行
6. 調査期間 平成12年10月16日～11月8日
7. 調査面積 約500m²
8. 地権者 高橋永之助

I. 遺跡の位置

伊治城は、宮城県栗原郡築館町字城生野に所在する。遺跡が所在する宮城県北部の地形をみると、東側の海岸部には北上山地が、西側には奥羽山地が南北に走り、中央部を北上川が南流している。西側の奥羽山地は山麓部で多数の河川によって開析され、いくつかの丘陵に分岐している。そのうち、最も北側にある築館丘陵は江合川と迫川に挟まれており、丘陵端部ではさらに多くの小丘陵に分かれている。遺跡は標高20~25mほどの小丘陵東端部に続く河岸段丘に立地しており、北側は二迫川、南側から東側にかけては迫川、西側は北から入り込む沢によって画されている。遺跡の範囲は、これまでの調査成果や地形から、およそ東西700m、南北900mほどと考えられる(第3図)。

II. 遺跡の概要

伊治城は、8世紀中頃から9世紀にかけて、律令政府が東北地方経営のために設置した城柵の一つである。奈良・平安時代の政治・軍事の中心地である陸奥国府多賀城と、平安時代に鎮守府が置かれた胆沢城とのほぼ中間に位置している。

また、桃生城と共に設置年代が明らかな城柵として重要で、その所在地については多くの論考があり、本地区も有力な擬定地の一つであった。この間の詳しい研究史については、「伊治城跡Ⅰ」(宮城県多賀城跡調査研究所：1978)を参照していただきたい。

昭和52年からの3年間にわたる宮城県多賀城跡

調査研究所の発掘調査や、昭和62年からの築館町教育委員会・宮城県教育委員会による発掘調査で、本遺跡が伊治城跡であることが明らかになった。

(付表1) すなわち、土壘と大溝による外郭区画施設を周囲に巡らし、その内部の南に偏った部分に東西約185m、南北約245mの平行四辺形に築地塀で区画した内郭を配していること、内郭の中央に東西55m、南北60mの方形に築地塀を巡らせた政庁が存在することが明らかになった。政庁内部には、正殿を中心として脇殿や後殿、前殿などが配置されており、大別して3時期の変遷があり、2時期目は火災にあってこと、内郭北西部には、「コ」字形に配置された官衙ブロックが存在したことなどがわかってきている。

また、遺物で特筆されるものとして、日本ではじめて弓の一種である「弩」の一部「機」が出土した（第25次調査）。



第1図 東日本の古代城柵（進藤1991に加筆）



No	遺跡名	種別	時代	No	遺跡名	種別	時代	No	遺跡名	種別	時代
1	伊治城跡	城柵跡	古墳・奈良・平安	12	青野遺跡	散布地	古代	23	刈敷治郎遺跡	散布地	縦文・晚・古代
2	栗原守跡	寺院	古代・中世	13	元町遺跡	散布地	縦文・古代	24	刈敷袋遺跡	散布地	縦文・古代
3	尾松遺跡	散布地	古代	14	丹下館下遺跡	散布地	縦文・古代	25	鶴塚遺跡	集落	弥生・奈良・平安
4	長者原遺跡	集落	古墳・古代	15	小山遺跡	散布地	縦文・古代	26	大門遺跡	集落	縦文・奈・平安・中世
5	泉沢A遺跡	散布地	古代	16	高田山遺跡	散布地	縦文・古代	27	裏塚遺跡	集落	古代
6	浦南橋穴墓群	橋穴墓	古墳後	17	原田遺跡	集落	縦文・中・古代	28	鶴谷遺跡	集落	縦文・古代
7	佐野遺跡	集落	弥生・古代	18	佐内堀歌遺跡	集落	縦文・奈良・平安	29	鶴ノ丸遺跡	集落・城館	縦文・晚・弥生～近世
8	大沢櫛穴墓群	櫛穴墓	古墳後・古代	19	木戸遺跡	集落	縦文・古・代	30	吹付遺跡	集落	古代
9	醍醐長柄船遺跡	散布地	縦文・古代	20	照道台遺跡	散布地	縦文・古・代	31	宇南遺跡	集落・城館	縦文・奈・弥生～近世
10	甚内屋敷遺跡	散布地	縦文・古代	21	玉伏台遺跡	散布地	縦文・中・代	32	御物堂遺跡	集落	縦文・近世
11	浦沢遺跡	散布地	古代	22	福倉日塚	目塚・集落	縦文・弥生・奈良・平安	33	山ノ上遺跡	集落	縦文・古代

第2図 伊治城跡と周辺の遺跡

III. 周辺の遺跡

周辺には、伊治城と同時期の奈良・平安時代の遺跡が数多く存在している（第2図）。北方約6kmの丘陵上には、蕨手刀などが発見された、33基の小円墳からなる鳥矢ヶ崎古墳群がある（東北学院大学考古研：1972）。また、伊治城から2kmほど北の丘陵斜面には大沢横穴墓群や姉歯横穴墓群があり、伊治城を含む周辺一帯の支配者層の墓と考えられる。

北方3kmには『吾妻鑑』に登場する栗原寺跡と推定されている地点があり、古代末の遺構・遺物は未確認ながらも、10世紀前半頃の池跡や（宮城県教育委員会：1996）平安時代中期以降の礎石建物跡（栗原寺調査團：1963）が発見されており、付近からは仏像が見つかっている。

発掘調査が行われた集落跡としては、志波姫町御駒堂遺跡（宮城県教育委員会：1982）、宇南遺跡（宮城県教育委員会：1980d）、大門遺跡（宮城県教育委員会：1980a）、糠塚遺跡（宮城県教育委員会：1978）、淀遺跡（宮城県教育委員会：2001）、築館町佐内屋敷遺跡（宮城県教育委員会：1983）、原田遺跡（宮城県教育委員会：1980b）、嘉倉貝塚（宮城県教育庁文化財保護課：1999）、金成町佐野遺跡（宮城県教育委員会：1980c）、栗駒町長者原遺跡（栗駒町教育委員会：1995）などがある。

このうち、糠塚遺跡は伊治城跡の東方5kmに位置しており、住居跡出土土器は県北地域の国分寺下層式土器の基準資料となっている。一方、南方2.5kmにある御駒堂遺跡では、奈良・平安時代の遺構・遺物の他に、8世紀前半頃の関東地域からの人間の移住が想定されるような土器や住居構造が明らかにされており、伊治城成立以前の栗原地方の動向を考える上で注目される。

生産遺跡では、西方4kmにある須恵器を焼いた築館町岩ノ沢窯跡や東方4kmにある須恵器を焼いた志波姫町須塚遺跡、北方6kmにある須恵器や瓦を焼いた金成町小迫観音窯跡があげられ、後二者は製品が伊治城に供給されていた可能性が考えられる。

IV. 調査の目的

伊治城の発掘調査は政庁の検出を主眼に行われてきたが、平成3・4年度の調査で政庁の規模や建物配置などがほぼ解明されたので、平成5年度以降は内郭と外郭の区画施設および官衙ブロックの構造と変遷の把握を目的に調査を実施している。

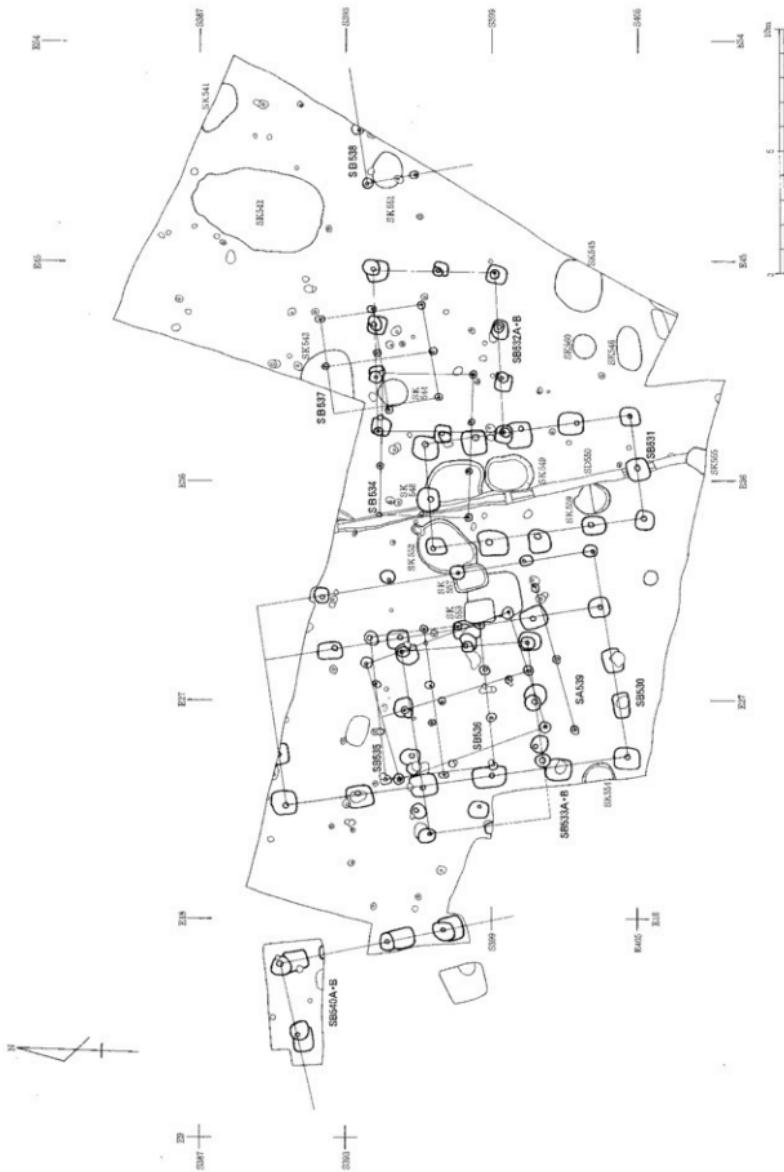
その結果、内郭は区画施設が築地壝と推定され、内部の官衙ブロックは、北西部が政庁Ⅰ期に5×2間の建物6棟以上が南北にひらくコ字型配置をとるが、Ⅱ期以降は堅穴住居群に変わること、南東部は政庁Ⅰ・Ⅱ期は建物で構成されるが、Ⅲ期になると建物と壁立式の堅穴建物や堅穴住居によって構成されることがわかった。

外郭については内郭の北にひろがる、伊治城全体からみて2/3を占める北部では、官衙ブロックは発見されず、堅穴住居を主体に構成されており、南東部は堅穴住居→建物（住居が伴う？）→堅穴住居という3時期の変遷が認められた。以上のことから伊治城は、政庁が内郭と外郭の区画施設によって二重に囲まれるという、三重構造をなすこと、政庁や官衙ブロックは全体からみて南に偏り、北部の広大な地域は堅穴住居が分布することなどがわかつてきた。こうした点を他の城柵と較べてみると、三重構造の例が宮沢遺跡や払田櫻跡など一部の例を除いてはかに認められない、城柵政庁は、地形的



①～③次：宮城県多賀城跡調査研究所
1～27次：猪飼町教育委員会
(調査の概要は付表1を参照)

第3図 調査区と周辺の地形



第4圖 遺構配置圖



第5図 調査区西側の遺構

な制約を受けない限り、全体のほぼ中央におかれており、伊治城のように中央から極端に離れて政府を設ける例はない、外郭の明確な住居域は志波城を除いて認められない、といった伊治城の構造上の特質が指摘できる。

こうした成果に基づき今年度は、内郭南辺の区画施設の検出と構造の解明、外郭南端部の官衙ブロックの検出を目的として調査を実施した（註1）。

註1 外郭は、内郭北辺を境に北と南で施設構成が大きく異なることから、地区名は前者を北部、後者を南部とする。さらに南部は内郭区画施設を基準として、南辺およびその東西延長ラインから南を南端部、東辺の東を南東部、西辺の西を南西部と呼称する。

V. 発見した遺構と遺物

今回の調査で検出した遺構としては、掘立柱建物跡13棟（建替えを含む）、掘立柱列跡1条、土壙17基、溝跡1条などである（第4図）。いずれも地山ローム面で検出している。これらの中で、精査を行った遺構は、S B530～533・540、S K548・549・557、S D550であり、その他の遺構については平面確認に留めている。

遺物は、土師器・須恵器・赤焼土器・平瓦・石器など整理用コンテナで5箱ある。

1. 掘立柱建物跡

【S B530】（第5図）

調査区の西側で検出した桁行5間、梁行3間で東側に廊が付く南北棟建物跡である。S B533A・B、S B535、S B536、S K553より古い。柱穴は身舎で14個、廂で5個検出しており、うち身舎の9箇所、廂の5箇所で柱痕跡、身舎の5箇所で柱抜取穴を確認している。

平面規模は、桁行が西側柱列で総長14.2m、柱間寸法が南から2.8m・2.9m・2.8m・2.7m・3.0m、梁行が南妻で総長6.2m、柱間寸法が西から2.2m・1.8m・2.2m、廂の出は2.3mである。建物の方向は、西側柱列で測るとN-8°-Wである。

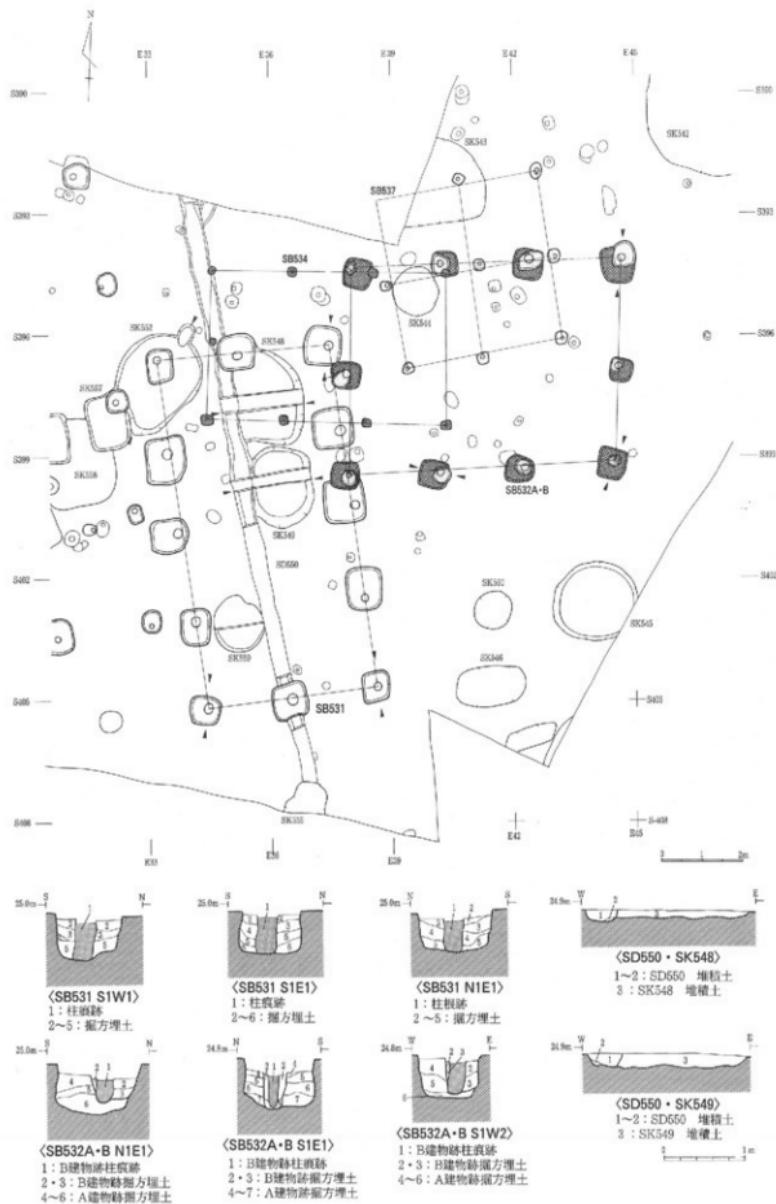
身舎の柱痕跡は径約20cmで、堆積土に炭化物を含む。柱穴は一辺80～120cmの方形で、深さは60cmある。埋土は、地山ブロックを多く含む黒褐色土と灰褐色土で、炭化物を若干含む。廂の柱痕跡は径約15cmで、柱穴は一辺50～60cmの方形を呈し、深さは35cmある。柱穴埋土は地山ブロック含む黒褐色土と灰褐色土で、炭化物を含む。

柱穴確認面から非クロ調整の土師器環、クロ調整の土師器壺、須恵器環、平瓦（第9図6～8）が出土している。須恵器環のなかには、体部下半に回転ヘラケズリが施されるものがある。

【S B531】（第6図）

桁行4間、梁行2間の南北棟建物跡である。S B532A・B、S K548、S K552、S D550より古い。12箇の柱穴すべてで柱痕跡を確認している。

平面規模は、桁行が西側柱列で総長8.7m、柱間寸法は南から2.2m・2.2m・2.0m・2.3m、梁行が南妻で総長4.2m、柱間寸法は2.1m等間である。建物方向は、西側柱列で測るとN-8°-Wである。



第6図 調査区東側の遺構

柱痕跡は径約20cmで、堆積土に炭化物や焼土を若干含む。柱穴は一辺70~110cmの方形で、深さは60cmある。埋土は地山ブロックを含む黒褐色土と灰黄褐色土で、わずかに炭化物を含む。

柱穴確認面からロクロ調整の土師器甕、須恵器坏、平瓦の破片が出土している。須恵器坏はヘラ切りと回転糸切りがある。

【SB532A・B】(第6図)

桁行3間、梁行2間の東西棟建物跡で、一度建替えられている(A→B)。SB531より新しく、SB534より古い。

B建物の柱穴は10個検出しており、そのすべてで柱痕跡を確認している。平面規模は、桁行が北側柱列で総長6.7m、柱間寸法は東から2.2m・2.3m・2.2m、梁行が東妻で総長5.1m、柱間寸法は北から2.7m・2.4mである。建物の方向は北側柱列で測るとE-2°-Nである。

柱痕跡は径約20cmで、柱痕跡は炭化物を多く含む。柱穴はA建物の柱抜取穴を利用しておらず、一辺30~70cmの隅丸方形で、深さは60cmある。柱穴埋土は地山ブロックを含む黒褐色土と灰黄褐色土で、炭化物が若干含まれる。

A建物は、B建物と規模・方向が同じとみられる。柱穴は、一辺60~90cmの隅丸方形で、深さは60cmある。埋土は地山ブロックを含む黒褐色土・灰黄褐色土で、炭化物を若干含む。

柱穴確認面から非ロクロ調整の土師器坏、ロクロ調整の土師器坏・甕、須恵器坏、平瓦(第9図9)が出土している。ロクロ調整の土師器坏は、底部に回転ヘラケズリ調整が施されている。

【SB533A・B】(第5図)

桁行3間、梁行2間の東西棟建物跡で、一度建替えられている(A→B)。SB530より新しく、SB536より古い。B建物はA建物より北側柱列で西に1mほど大きい。このため10個の柱穴のうち、東側の5個がA建物の柱抜取穴を利用し、西側はA建物と重複しない。柱痕跡は5箇所、柱抜取穴は3箇所で確認している。平面規模は、桁行が北側柱列で総長7.6m、柱間寸法は東から2.5m・2.3m・2.8m、梁行が東妻で総長5.2m、柱間寸法は北から2.7m・2.5mである。建物の方向は北側柱列で測るとE-6°-Nである。

柱痕跡は径約20cmで、堆積土は炭化物・焼土を含む。柱穴は一辺40~80cmの隅丸方形で、深さは30cmある。埋土は地山ブロックを含む暗褐色土と灰黄褐色土で、炭化物・焼土を含む。

A建物の柱痕跡は径約20cmで、堆積土は炭化物・焼土を多く含む。柱穴は、一辺約50~90cmの隅丸方形で、深さは70cmある。埋土は地山ブロックを含む黒褐色土と灰褐色土である。

柱穴確認面から非ロクロ調整の土師器甕、ロクロ調整の土師器坏、平瓦(第9図10)が出土している。

【SB534】(第6図)

桁行3間、梁行が西妻2間、東妻1間の東西棟建物跡である。SB532A・B、SK548より新しく、SD550より古い。柱穴は9個検出し、うち7箇所で柱痕跡を確認している。

平面規模は北側柱列で総長5.8m、柱間寸法は東から1.8m・2.0m・2.0m、西妻で総長3.8m、北から1.8m・2.0mである。建物の方向は北側柱列でW-1°-Nである。

柱痕跡は径約10cmで、堆積土は炭化物を含む黒色土である。柱穴は一辺約20~30cmの方形を呈し、

深さは、断ち割りは行っていないため不明である。埋土は地山小ブロックや炭化物を含む黒褐色粘質土である。

【S B535】（第5図）

桁行3間、梁行2間で床束を持つ東西棟建物跡である。S B530より新しく、S K553より古い。柱穴は12個検出し、10箇所で柱痕跡を確認している。

平面規模は、桁行が北側柱列で総長5.8m、柱間寸法は東から1.9m・2.0m・1.9m、梁行が東妻で縦長4.6m、柱間寸法は2.3m等間である。建物の方向は北側柱列で測るとE-6°-Nである。柱痕跡は径10cm前後で、堆積土は黒褐色土で炭化物を含む。柱穴は一辺30~60cmの隅丸方形で、深さは断ち割りを行っていないため不明である。埋土は地山小ブロック・炭化物・焼土を含む黒褐色土である。

【S B536】（第5図）

桁行3間、梁行2間で床束を持つ南北棟建物跡である。S B530、S B533A・B、S K558より新しい。柱穴は10個検出し、うち7箇所で柱痕跡、1箇所で柱抜取穴を確認している。

平面規模は、桁行が東側柱列で総長6.2m、柱間寸法は北から1.5m・1.6m・2.1m、梁行が南妻で柱総長4.9m、柱間寸法は東から2.5m・2.4mである。建物の方向は東側柱列で測るとN-22°-Wである。

柱痕跡は径15cmで、堆積土は炭化物を多く含む黒褐色土である。柱穴は一辺30~50cmの隅丸方形で、深さは断ち割りは行っていないため不明である。埋土は、地山小ブロック・灰白ブロックを含む黒褐色土である。

【S B537】（第6図）

桁行2間、梁行2間の純柱の建物跡である。S B532A・B、S K543より新しい。柱穴は8個検出し、すべてで柱痕跡を確認している。

平面規模は南側柱列で総長3.9m、柱間寸法は東から2.0m・1.9mで、東側柱列は総長4.2m、柱間寸法は2.1m等間である。建物の方向は南側柱列で測るとE-11°-Nである。

柱痕跡は径10cmで、堆積土は炭化物を多く含む黒褐色土である。柱穴は一辺30~40cmの隅丸方形で、深さは断ち割りを行っていないため不明である。埋土は地山小ブロック・炭化物・焼土・灰白ブロックを含む黒褐色土である。

【S B538】（第4図）

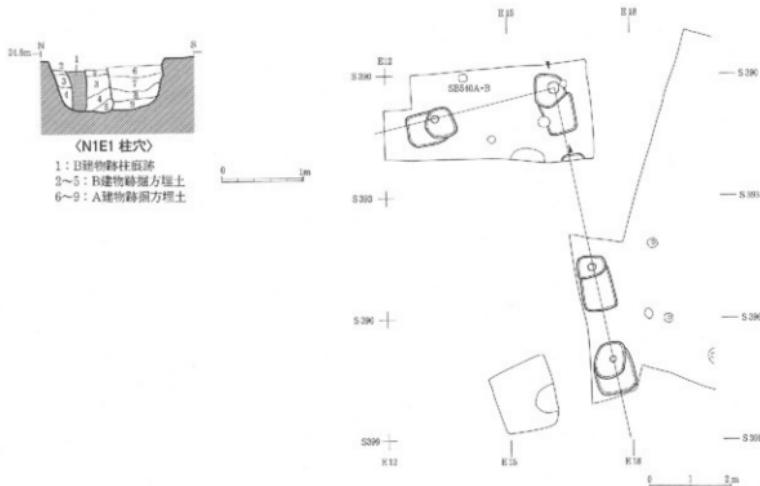
南北2間以上、東西1間以上とみられる建物跡である。柱穴は3個検出し、すべてで柱痕跡を確認している。平面規模は北側柱列で2.2m以上、西側柱列で2.0m以上である。建物の方向は北側柱列で測るとE-9°-Nである。

柱痕跡は径10cm、堆積土は黒色土である。柱穴は一辺30~40cmの隅丸方形で、深さは断ち割りを行っていないため不明である。埋土は地山ブロックと炭化物を含む黒褐色土である。

【S B540A・B】（第7図）

南北4間以上、東西2間以上の南北棟建物跡で、一度建替えられている（A→B）。柱穴は5個検出し、うち3箇所で柱痕跡、1箇所で柱抜取穴を確認している。

B建物の桁行きは6.9m以上で、柱間寸法は北から4.5m（2間分）・2.4m、北妻で東から柱間寸法



第7図 SB540A・B建物跡

は3.1m以上である。建物の方向は東側柱列で測るとN-12°-Wである。柱痕跡は径20~25cmで、堆積土は炭化物を多く含む。柱穴は一辺70~90cmの方形で、深さは60cmある。埋土は地山ブロックを含む黒褐色土と灰黄褐色土で、炭化物をわずかに含む。

A建物は、B建物と規模・方向が同じとみられる。柱穴は一辺100~120cmの方形で、深さは60cmある。埋土は地山ブロックを含む黒褐色土と灰褐色土で、炭化物をわずかに含む。

柱穴確認面から非ロクロ調整の土師器坏、須恵器坏が出土している。須恵器坏には回転糸切りのものがある。

2. 掘立柱列跡

【S A539】(第5図)

東西2間の掘立柱列である。規模は総長6.1m、柱間寸法は東から3.1m・3.0mである。方向はE-16°-Nである。柱痕跡は径10~15cmで、堆積土は炭化物や焼土を含む黒褐色土である。柱穴は一辺約30cmの隅丸方形で、深さは断ち割りを行っていないため不明である。埋土は地山ブロックや炭化物、焼土を含む黒褐色土である。

3. その他の遺構

検出した17基のうち、精査を行ったのは5基(S K548・549・552・554・559)である。規模は長径1.8~5.5m、短径1.0~3.5mの楕円形のもの(S K541~543・546・548・549・552・558)、径1.0~2.0mの円形のもの(S K544・545・551・559・560)、長軸1.2~1.4m、短軸0.9mの方形のもの(S

K553・557) がある。このうち、方形のSK553・557は、他と較べて平面形や堆積土の特徴が異なることから、古代とは別時期のものと考えられる。

【SK548】(第6図)

楕円形の土壇で、SB531より新しく、SB534、SD550より古い。平面形は、長径2.4m、短径1.6mで、深さは10cmある。底面はほぼ平坦で壁は緩やかに立ち上がり、断面形は浅皿状である。堆積土は地山ブロックや焼土・炭化物を若干含む黒褐色土で、自然堆積と考えられる。

堆積土からロクロ調整の土師器壺(第9図2)・甕(第9図3)、須恵器壺・蓋などが出土している。

【SK549】(第6図)

楕円形の土壇で、SD550より古い。平面形は長径2.0m、短径1.5mで、深さは15~20cmある。底面は凹凸があり、壁は緩やかに立ち上がる。堆積土は地山ブロックを含み、炭化物を多く含む黒褐色土であり、自然堆積と考えられる。

堆積土から非ロクロ調整の土師器甕、ロクロ調整の土師器壺、須恵器壺、赤焼土器壺が出土している。須恵器壺は手持ちケズリが施されている。

【SK552】(第5図)

楕円形の土壇で、SB530・531より新しく、SK557より古い。平面形は長径2.7m、短径2.0mで、深さは15cmある。底面はほぼ平坦で、壁は緩やかに立ち上がり、断面形は浅皿状である。堆積土は2層に分けられ、1層は炭化物と地山小ブロックを含む黒褐色土、2層が炭化物や焼土を含む黒褐色土であり、自然堆積と考えられる。

遺物はロクロ調整の土師器甕・壺、須恵器壺が出土している。土師器壺(第9図4)は回転糸切りのち、体部下端に回転ヘラケズリが施される。須恵器壺はヘラ切りと回転糸切りがある。

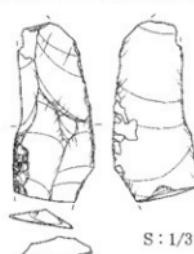
【SD550】(第6図)

南北溝跡で、15.5m分を検出した。SB531・534、SK548・549・559より新しく、SK555より古い。上幅は約50cm、深さは25cmある。底面は平坦で、断面形はU字形である。堆積土は2層に分けられる。1層は地山粒を縞状に含み、焼土粒・炭化物を若干含む黒褐色土、2層は地山ブロックを多く含む黒褐色土で、いずれも自然堆積と考えられる。

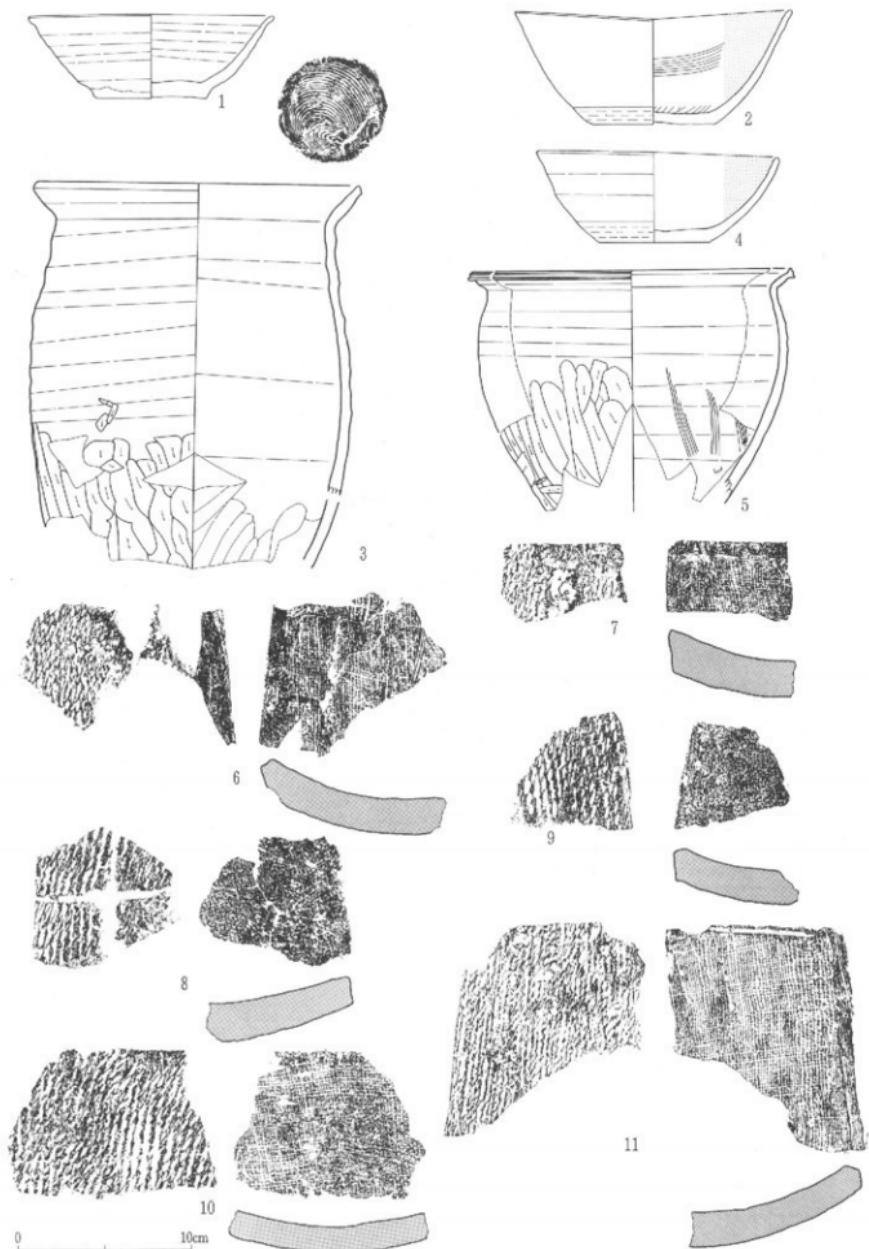
堆積土からロクロ調整の土師器高台壺、須恵器壺、赤焼土器壺などが出土している。須恵器壺はヘラ切りと回転糸切りがある。

4. その他の出土遺物

第8図は、大形石刃素材のサイドスクレーパーである。石材は良質な珪質頁岩で、表面は灰白色に呈する。背面左側辺に角度の浅い二次加工が施されている。後期旧石器時代に属するものである。なお、この石器には発掘時にキズを付けてしまっているが、腹面左側辺に見られるカジリには、多少の風化が見られ鉄分も付着している。これは、柱穴を掘る際に付けられたキズの可能性が高い。



第8図 その他の出土遺物



第9図 出土遺物

(単位: cm)

No	種別	出土遺構	特徴	口径	底径	器高	写真番号	
1	須恵器・环	SK543	内外面: ロクロナデ 底部: 回転糸切り→周縁部ナデ	(14.2)	6.2	4.8	1	
2	土師器・环	SK548	内面: ヘラミガネー黒色処理 外面: ロクロナデ→体部下端側い回転ヘラケズリ 底部: 回転糸切り 内外表面に摩滅著しい		(17.4)	(7.0)	6.6	2
3	土師器・甕	SK548	外面: ロクロナデ→肩下半ヘラケズリ 内面: ロクロナデ、肩下半ナデ		18.6	—	—	3
4	土師器・环	SK552	内面: ロクロナデ→黒色処理 摩滅 外面: ロクロナデ→体部下端側い回転ヘラケズリ 底部: 回転糸切り 摩滅	(13.6)	6.4	5.4	4	
5	須恵器・甕	SK552	内面: ロクロナデ 体下部 ヘナナデ 外面: ロクロナデ 体部 ヘラケズリ	(18.4)			5	
No	種別	出土遺構	特徴	口径	底径	器高	写真番号	
6	平瓦	SB530	凸面: 摺印き目 四面: 布目 側面: ケズリ					
7	平瓦	SB530	凸面: 摺印き目→ナデ 四面: 布目→ナデ 側面: ケズリ→ナデ					
8	平瓦	SB530	凸面: 摺印き目→ナデ 四面: 布目 側面: ケズリ					
9	平瓦	SB532	凸面: 摺印き目→ナデ 四面: 布目→ナデ 側面: ケズリ					
10	平瓦	SB533	凸面: 摺印き目 四面: 布目→ナデ					
11	平瓦	SK542	凸面: 摺印き目→ナデ 四面: 布目 側面: ケズリ					

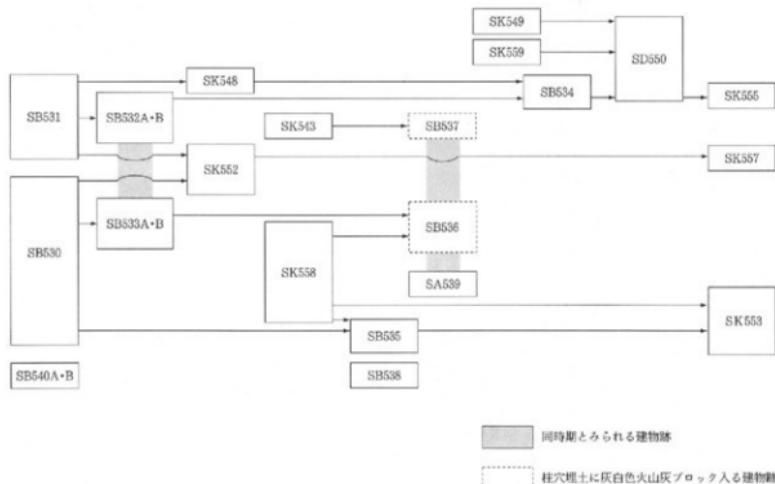
第1表 出土遺物観察表

VII. 考察

今回の調査では、掘立柱建物跡13棟（建替えを含める）、掘立柱列跡1条、土壤17基、溝跡1条などを検出した。遺物は土師器、須恵器、赤焼土器、平瓦、石器などが出土した。

1. 遺構の特徴と年代

検出した遺構の重複関係を整理すると第10図のようになる。



第10図 遺構の重複関係

① 振立柱建物跡、振立柱列跡

建物の属性をまとめたのが第2表である。重複関係は、調査区西側で S B 530→S B 533A→S B 533B→S B 536という変遷があり、これに位置的に重複する S B 535が加わるため、5時期の変遷が認められる。また、調査区中央から東側では S B 531→S B 532A→S B 532B→S B 534という変遷があり、さらに S B 532A・BとS B 534と重複する S B 537は、柱穴の特徴からS B 531と別時期と考えられるため、5時期の変遷をとるとみられる。

これらのうちS B 534は、柱穴が最も小さく、埋上が粘質土で他の建物と異なる。そこで、まずS B 534を除く12棟について年代を考える。S B 530・531は、9世紀後半頃に位置付けられるS K 552より古いことから古代と考えられる。また、S B 536・537は柱穴埋土に10世紀前葉に降下した灰白色火山灰ブロックを含むことから、10世紀前半とされる。したがって、S B 536より古いS B 533A・Bは古代と考えられ、これと北側柱筋が揃うS B 532A・Bは、S B 533A・Bと同時期とみられる。他の建物についても柱穴の平面形が方形を基調とすること、埋土が地山ブロックを含む黒褐色土でしまりがあることは、上記の建物柱穴の特徴と共通しており、古代とみられる。S B 534については、古代に位置付けた他の建物と柱穴規模や埋土の特徴が異なることから、中世以降とみておきたい。

古代の建物のなかで、S B 530・531・540A・Bの柱穴は一辺が1m前後、最大で1.2mと大きく、政庁正殿S B 152a・b、西脇殿S B 310a・b・cに匹敵する。また、方向は北に対して西に10°傾いており、政庁内の主要な建物が北に対して西に8~11°傾くといった範囲内に収まることから、8世紀後半から9世紀代の伊治城存続期（以下、伊治城期という）の建物と考えられる。このうちS B 530とS B 531は、軒の出を考慮すると別時期であり、伊治城期の建物は2時期以上の変遷をとる。

とくにS B 530は、5×3間の東廂付き南北棟建物跡で、規模は14.2m×8.5mある。これは伊治城跡でこれまでに検出した建物と比較すると、第17次調査で確認した政庁正殿S B 152a・b、北殿S B 243a・b（註1）、正殿より古いS B 246、第15次調査で確認した内郭北西部のS B 175・176などに次ぐ規模となり、伊治城のなかでも大型建物の一つといえる。

S B 532A・BとS B 533A・Bは、S B 530とS B 531より新しい。ともに3×2間の東西棟建物跡

建物名	棟 方 向	規 模(間)	総 長・柱 間 寸 法(m)	方 向	柱穴規模(cm)	備 考
S B 530	東廂付南北棟	5×4	南北14.2(0.6+2.7+2.8+1.9+2.0) 東西8.5(2.1+1.8+2.2+1.3)	N-10° -W	80~120	
S B 531	南 北 棟	4×2	南北8.7(2.3+2.0+2.2+2.2) 東西4.2(2.1+2.1)	N-10° -W	70~110	
S B 532A	東 西 棟	3×2		N- 1° -W	60~90	
S B 532B	東 西 棟	3×2	東西6.7(2.2+2.3+2.2) 南北5.1(2.7+2.4)	N- 1° -W	30~70	
S B 533A	東 西 棟	3×2	東西約6.6(2.3+1.8+2.5) 南北約5.2(2.7+2.5)	N- 7° -W	50~90	
S B 533B	東 西 棟	3×2	東西7.6(2.8+2.3+2.5) 南北5.2(2.7+2.5)	N- 6° -W	40~80	
S B 534	東 西 棟	3×2	東西5.8(2.0+2.0+1.8) 南北3.8(1.8+2.0)	N- 1° -E	20~30	埋土地盤
S B 535	東 西 棟	3×2	東西5.8(1.9+2.0+1.9) 南北4.6(2.3+2.3)	N- 9° -W	30~60	床束
S B 536	南 北 棟	3×2	南北6.2(1.5+1.6+2.1) 東西4.9(2.4+2.5)	N-22° -W	30~50	床束
S B 537	總 柱	2×2	南北4.2(2.1+2.1) 東西3.9(1.9+2.0)	N-10° -W	30~40	
S B 538		2以上×1以上	東西2.2以上 南北2.0以上	N-10° -W	30~40	
S B 540A	南 北 棟	4以上×1以上		N-14° -W	100~120	
S B 540B	南 北 棟	4以上×1以上	南北6.9以上(4.5=2間分+2.4) 東西3.1以上	N-14° -W	70~90	

第2表 建 物 跡 属性 表

方向は北を基準にし、柱間は東西に関しては西から、南北に関しては北からの寸法である。

で、1度建替えられている。両者は8.5m離れて東西に並んでいるが、伊治城期に属するものかどうかについては、明らかにできない。S A539は、柱穴埋土にS B536のように灰白色火山灰ブロックは認められないが、S B536の南妻から約1.2~1.3m南にあってほぼ並行することから両者は同時期であり、年代は10世紀前半とみられる。

② その他の遺構

S K552は堆積土からロクロ調整の土師器壺、須恵器壺が出土している。土師器壺は口径に対して底径の比率が小さく、底部は回転糸切り無調整である。また、須恵器壺の底部は、回転糸切り無調整が主体であることから、年代は9世紀後半頃と考えられる。

その他の遺構の年代は、S K548が堆積土からロクロ調整の土師器壺、須恵器壺が出土していることから9世紀代、S K549は堆積土から赤焼土器の壺が出土しているため10世紀以降とみられる。S D550、S K555は中世以降に位置付けたS B534より新しいことから中世以降と考えられる。

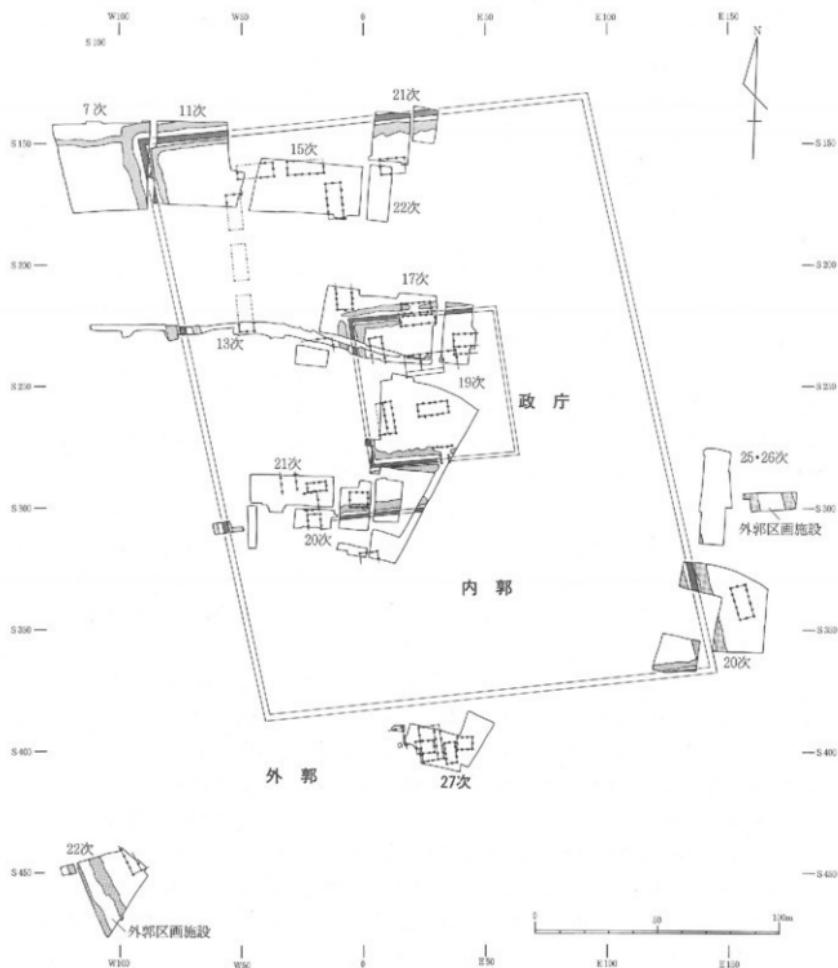
2. 外郭の構成

伊治城は政府を内郭が囲み、さらにその外側に外郭線が巡るといった三重構造をなしている（築館町教育委員会：1994）。それぞれの区画施設は政府が築地塀（基底幅約1.5m）であり、内郭は築地塀と推定され、外郭は土塁で外側を大溝が巡る。政府は東西約700m、南北約900mと推定される伊治城全体からみて南に偏る（第3図）。規模は政府が東西約56m、南北約61mと推定され、内郭は東西約185m、南北約245mである（築館町教育委員会：1996）。今回の第27次調査区は、外郭のなかでも内郭南辺中央の南側にあたる。（第11図）

本調査区では古代の建物が12棟検出され、5時期の変遷が確認できた。このうち伊治城期の建物はS B530、S B531、S B540A・Bである。S B530とS B531は位置的に同時に存在しないことから、少なくとも2時期の変遷が考えられる。伊治城は神護景雲元年（767）の創建で、終末は明確ではないが9世紀代に廃絶するとみられる（千葉長彦・後藤秀一：2001）。政府は3期の変遷（築館町教育委員会：1993）をとるが、今回検出した建物とこうした政府遺構との関係は、柱穴の特徴に共通点がなく、出土遺物も少ないため不明である。

外郭は、内郭北辺から北の伊治城全体からみて2/3の面積を占める北部で、堅穴住居跡が50軒以上検出されている（千葉・後藤：前掲）。そのうち17軒について精査を行った結果、1軒を除いて全て伊治城期のものであった。その他の堅穴住居についても、堆積土の特徴や確認面の出土遺物からみて、ほとんどのものが伊治城期とみられる。これに対し、掘立柱建物跡は3棟検出されているが、いずれも2×2間と小規模で、分布自体もきわめて希薄であり、官衙を構成する建物とは別のものと考えられる（註2）。したがって、これまでのところ外郭北部は、建物を中心とした官衙ブロックは確認できず、堅穴住居を主体とした住居域と考えられる。

一方、内郭北辺から南では、南東部南側（第20・25・26次）と、南端部西側（第22次）で調査を行っている。後者では南北棟建物跡1棟が検出されているが、調査区内の大部分を外郭区画施設が占めることから、ごく一部の様相しか知ることができない（註3）。



第11図 伊治城跡南部の遺構配置模式図

南東部南側は、内郭と外郭の区画施設が近接しており、施設を作ることのできるスペースは東西幅が約20mと狭い。ここからは、政庁Ⅱ期以降とみられるS B337建物跡と堅穴住居跡2軒が検出されている（註4）。堅穴住居は出土遺物から伊治城期のものとみられ、規模から一辺が7mを超える大型と、一辺が3～6mの中型に分けられる。住居は南と北のグループがあり、前者は大型と中小型で構成され、後者は中小型のみでS B337と重複する。これらの施設は、S B337との重複関係をもとにすると、1段階：堅穴住居主体の構成→2段階：S B337→3段階：堅穴住居主体の構成、という3期の変遷をとると考えられる。また、北グループの住居は、S B337と一定の距離をおくため、2段階に属するものがあった可能性があり、その場合、2段階は建物と住居で構成されることになる（註5）。

こうした南東部南側のあり方に対して、外郭南端部にあたる第27次調査区では、堅穴住居は1軒もなく、建物が複数存在し2時期以上の変遷が認められる。したがって、外郭の中でも内郭南辺の前面にあたる南端部は、建物を主体とした官衙ブロックが存在したと考えられる（註6）。

以上のことから、外郭は内郭北辺を境に北の住居域と、南の建物と堅穴住居などで構成される官衙域に大別が可能である。さらに後者は、内郭の東（外郭南東部）と南（外郭南端部）で施設構成が異なることから、官衙域内部のあり方も一様ではなく、機能の違いに基づいた場の使われ方や施設の配置が行われ、いくつかのブロックに細分されていたと考えられる。

註1 S B243は政庁北辺築地塀の中央に取り付く建物跡である。この建物は、「後殿」と呼んでいた（築館町教育委員会：1993）が、他の城柵政庁をみると、こうした建物は「北殿」（多賀城）、もしくは「北辺建物」（胆沢城）と呼ばれている。ここでは、多賀城の例にならい「北殿」と呼称する。

註2 外郭北部で検出された建物跡については、「3棟の建物は、時期決定の資料に欠いてはいるが、堅穴住居より遅れることは確かである。また、その分布が極めて希薄であることから、官衙を構成する建物とは見做しがたい」と報告されている（宮城県多賀城跡調査研究所；1980）。

註3 第22次調査区では、外郭区画施設の外側から建物を検出している。部分的な調査であるが、区画施設と方向が同じ溝跡（S X438・439）もあることから、外郭の外に溝で囲まれた官衙ブロックが存在する可能性が示唆されている（築館町教育委員会：1994）。

註4 S B337は柱穴埋土の特徴などから政庁造構期Ⅱ期以降と考えられている（築館町教育委員会：1994）。また、その南に隣接して検出されたS B377は、柱穴の平面形や規模がS B337と著しく異なることから、伊治城期とは別時期の建物とみられる。

註5 1段階の住居は、方向が異なることから今後細分される可能性がある。また、内郭南西部では大型住居が建物と共に存することから、外郭南東部の大型住居（S I494）もS B337などの建物とともに官衙ブロックを構成していた可能性がある。

註6 今回の調査区は、I・II期政庁の南門、正殿、北殿の中心から求めた政庁中軸線（N-13° -W）を南に延ばしたライン（以下、中軸ラインとする）の西側に位置する。多賀城・志波城・胆沢城・払田柵などでは、中軸ライン上に政庁南門から外郭南門へ向かう南北道路が設けられてい

る。こうした例を参考に今回の調査区をみると、道路や側溝の痕跡は認められなかった。政府南門から南へ延びる、伊治城内部のメインストリートの解明は今後の課題である。一つの解釈としては、今回の調査で中軸ラインから約12m西で南北棟のS B530を検出した。S B530は中軸ラインとほぼ同じ方向(N-10°-W)をとり、しかも東に廂をもつことから、道路を意識した可能性はないだろうか。その場合、S B530に隣接する南北棟のS B531も同じ性格の建物とみることができる。S B531の東に伊治城期の建物がないことはこうした想定を裏付けるものかもしれない。

VII. ま と め

1. 今回の調査区は外郭地区のなかでも内郭南辺の南側にあたり、掘立柱建物跡13棟、掘立柱列跡1条、土壙17基、溝跡1条などを検出した。
2. 古代に位置付けられる掘立柱建物跡は12棟あり、5時期の変遷が認められた。このうちS B530・S B531、S B540A・Bは、8世紀後半から9世紀代の伊治城存続期のものと考えられた。
3. 今回の調査によって、外郭の南部は建物を中心とした官衙ブロックが存在したと考えられる。これは外郭でも堅穴住居を中心に構成される北部のあり方と明らかに異なる。したがって、伊治城は政府、内郭、外郭の官衙域といった建物を中心とする施設群が、全体からみて南1/3に偏り、広大な北部は堅穴住居を主体とした住居域であるという、他の城柵にはみられない構造上の特質をもっていたと考えられる。
4. 伊治城跡発掘調査の今後の課題としては、以下の点があげられる。
 - ① 内郭や外郭の官衙域について面的な調査を実施し、施設構成や変遷、政府遺構期との対応関係を捉え、個々の官衙ブロックが果たした役割を考える。
 - ② 多賀城・志波城・胆沢城・払田柵などをみると、政府中軸線を南に延ばしたライン上に政府南門から外郭南門へ向かう南北道路が設けられている。政府南門から南に延びる南北道路は、城柵内部のメインストリートといえ、道沿いには主要な官衙ブロックや施設が置かれことが多い。伊治城の中軸線は今回の調査区の東側を通るが、道路や側溝の痕跡は認められなかった。政府南門から南へ続くメインストリートの解明は今後の課題である。
 - ③ 外郭や内郭の区画施設自体、およびそれに付設される門や櫓などの施設の構造と変遷を把握し、政府遺構期との対応関係も考える。
 - ④ 外郭住居域について面的な調査を実施し、住居群の構成・変遷などを明らかにする。また、住居構造や出土遺物の特徴から、城柵に移配された人々（柵戸）の出自や役割について考える。

引用・参考文献

- 栗駒町教育委員会（1995）：『長者原遺跡』栗駒町文化財調査報告書第3集
- 進藤秋輝（1991）：『古代城柵の設置とその意義』『北からの視点』日本考古学協会宮城・仙台大会資料集
- 千葉長彦・後藤秀一（2001）：『伊治城跡発掘調査の成果』『第27回古代城柵官衙遺跡検討会資料』古代城柵官衙遺跡検討会
- 築館町教育委員会（1988～2000）：『伊治城跡』築館町文化財調査報告書第1～13集
- 東北学院大学考古学研究部（1972）：『鳥矢ヶ崎古墳群発掘調査概報』『温故』第7号
- 宮城県教育委員会（1978）：『獣塚遺跡』『宮城県文化財発掘調査略報（昭和52年度分）』宮城県文化財調査報告書第53集
- 宮城県教育委員会（1980 a）：『大門遺跡』『東北新幹線関係遺跡調査報告書II』宮城県文化財調査報告書第62集
- 宮城県教育委員会（1980 b）：『原田遺跡』『東北自動車道遺跡調査報告書II』宮城県文化財調査報告書第63集
- 宮城県教育委員会（1980 c）：『佐野遺跡』『東北自動車道遺跡調査報告書II』宮城県文化財調査報告書第63集
- 宮城県教育委員会（1980 d）：『宇南遺跡』『東北自動車道遺跡調査報告書III』宮城県文化財調査報告書第69集
- 宮城県教育委員会（1982）：『御駒堂遺跡』『東北自動車道遺跡調査報告書VI』宮城県文化財調査報告書第83集
- 宮城県教育委員会（1983）：『佐内屋敷遺跡』『東北自動車道遺跡調査報告書VII』宮城県文化財調査報告書第93集
- 宮城県教育委員会（1996）：『栗原寺跡』『下草古城跡ほか』宮城県文化財調査報告書第169集
- 宮城県教育委員会（1998）：『宮城県遺跡地図』宮城県文化財調査報告書第176集
- 宮城県多賀城跡調査研究所（1978～1980）：『伊治城跡I・II・III』多賀城関連遺跡発掘調査報告書第3～5冊
- 栗原寺調査団（1963）：『栗原寺の諸問題』『栗駒町史』追録第二

伊治城跡発掘調査報告書一覧

- (1) 宮城県多賀城跡調査研究所 1978『伊治城跡I－昭和52年度発掘調査報告－』多賀城関連遺跡発掘調査報告書第3冊
- (2) 宮城県多賀城跡調査研究所 1979『伊治城跡II－昭和53年度発掘調査報告－』多賀城関連遺跡発掘調査報告書第4冊
- (3) 宮城県多賀城跡調査研究所 1980『伊治城跡III－昭和54年度発掘調査報告－』多賀城関連遺跡発掘調査報告書第4冊
- (4) 築館町教育委員会 1988『伊治城跡－昭和62年度発掘調査概報－』築館町文化財調査報告書第1集
- (5) 築館町教育委員会 1989『伊治城跡－昭和63年度発掘調査概報－』築館町文化財調査報告書第2集
- (6) 築館町教育委員会 1990『伊治城跡－平成元年度発掘調査概報－』築館町文化財調査報告書第3集
- (7) 築館町教育委員会 1991『伊治城跡－平成2年度発掘調査報告書－』築館町文化財調査報告書第4集
- (8) 築館町教育委員会 1992『伊治城跡－平成3年度発掘調査報告書－』築館町文化財調査報告書第5集
- (9) 築館町教育委員会 1993『伊治城跡－平成4年度発掘調査報告書－』築館町文化財調査報告書第6集
- (10) 築館町教育委員会 1994『伊治城跡－平成5年度発掘調査報告書－』築館町文化財調査報告書第7集
- (11) 築館町教育委員会 1995『伊治城跡－平成6年度発掘調査報告書－』築館町文化財調査報告書第8集
- (12) 築館町教育委員会 1996『伊治城跡－平成7年度：第22次発掘調査報告書－』築館町文化財調査報告書第9集
- (13) 築館町教育委員会 1997『伊治城跡－平成8年度：第23次発掘調査報告書－』築館町文化財調査報告書第10集
- (14) 築館町教育委員会 1998『伊治城跡－平成9年度：第24次発掘調査報告書－』築館町文化財調査報告書第11集
- (15) 築館町教育委員会 1999『伊治城跡－平成10年度：第25次発掘調査報告書－』築館町文化財調査報告書第12集
- (16) 築館町教育委員会 2000『伊治城跡－平成11年度：第26次発掘調査報告書－』築館町文化財調査報告書第13集

付表1 伊治城跡の発掘調査

◎ 多賀城跡調査研究所による調査

年次	調査内容	発掘面積	発掘期間	主な検出遺構と出土遺物	文献
昭和51年度 (1976)	地形図測量(航空測量) 現地踏査・研究史整理				
昭和52年度 (1977)	①外郭北辺区画施設発掘調査	168m ²	7/4~8/3	大溝1、土塁1、土塁状遺構1 焼失穴住居1、墨書き器「城尉」出土	(1)
	外郭北部発掘調査	270m ²			
昭和53年度 (1978)	②外郭北部発掘調査	780m ²	7/3~8/4	獨立柱建物1、堅穴住居4	(2)
	外郭西辺区画施設電気探査		11/11~11/13		
昭和54年度 (1979)	③外郭北部発掘調査	1,000m ²	10/29~12/4	獨立柱建物2、堅穴住居7	(3)

◎ 築館町教育委員会・宮城県教育委員会による調査

年次	調査内容	発掘面積	発掘期間	主な検出遺構と出土遺物	文献
昭和62年度 (1987)	1. 農道整備	220m ²	7/1~8/12	堅穴住居5(焼失1)	(4)
	2. 農協支所移転	150m ²	7/4~7/18	堅穴住居5	
	3. 個人住宅便槽取付	2m ²	8/5		
	4. 水道管理設	1,250m ²	9/1~9/14	堅穴住居8	
	5. 農道整備	1,080m ²	1/18~2/9	堅穴住居7	
	6. 高専建築	80m ²	2/25		
	7. 国庫補助事業	1,500m ²	7/1~10/30	内郭外溝、堅穴住居2	
	8. 水道管理設	142m ²	11/4~11/24	外郭東辺大溝?、堅穴住居3	
	9. 農道整備	504m ²	2/6~2/12		
平成元年度 (1989)	10. 宅地現状変更	480m ²	4/11~6/1	獨立柱建物1、堅穴住居9、土器埋設1	(6)
	11. 国庫補助事業	1,200m ²	7/21~11/22	(内郭西北) 区画施設・外溝、獨立柱建物3、堅穴住居10	
	12. 通学路整備	1,700m ²	9/5~9/16	外郭北辺大溝、古墳前期居住区画溝	
	13. 農道整備	1,960m ²	10/16~11/10	(内郭区画施設・外溝、〔政序〕王殿、北西建物)	
	14. 水道管理設	170m ²	11/29~12/8	堅穴住居? 3	
平成2年度 (1990)	15. 国庫補助事業	900m ²	9/3~9/29	(内郭西北) 獨立柱建物3、堅穴住居8	(7)
	16. 道路整備(大堀線)	1,320m ²	9/27~10/5	外郭東辺大溝?、(外郭北辺) 堅穴住居16	
平成3年度 (1991)	17. 国庫補助事業	1,300m ²	5/27~7/16	(政序) 正殿、北殿、北西建物・北東建物・塗施	(8)
	18. 個人住宅	300m ²	11/19~12/2	古墳前期居住	
平成4年度 (1992)	19. 国庫補助事業	1,300m ²	5/11~7/4	(政序) 正殿、前殿、西廄殿、日向殿、南門、塗施 (内郭南西) 第2?、獨立柱建物2、堅穴住居1	(9)
平成5年度 (1993)	20. 国庫補助事業	1,500m ²	10/4~11/18	(内郭南西) 第2?、獨立柱建物5、堅穴住居2	(10)
平成6年度 (1994)	21. 国庫補助事業	820m ²	10/3~11/27	(内郭南西) 区画施設、獨立柱建物1、堅穴住居9 (内郭北辺) 獨立柱建物5、堅穴住居3	(11)
平成7年度 (1995)	22. 国庫補助事業	1,140m ²	10/5~11/14	(内郭北辺) 獨立柱建物1 (外郭南西) 外郭区画施設・大溝、獨立柱建物1 (外郭南西外側) 獨立柱建物3	(12)
平成8年度 (1996)	23. 国庫補助事業	450m ²	10/7~11/7	(外郭西辺) 区画施設・大溝 (外郭西端) 獨立柱列1、堅穴住居1	(13)
平成9年度 (1997)	24. 国庫補助事業	480m ²	10/6~11/7	(外郭北辺) 土塁、大溝、堅穴住居1	(14)
平成10年度 (1998)	25. 国庫補助事業	450m ²	10/23~11/13	(外郭東辺) 区画施設・大溝 (外郭南東) 獨立柱建物2、堅穴住居8	(15)
平成11年度 (1999)	26. 国庫補助事業	200m ²	11/8~11/22	(内郭南東隅) 区画施設・外溝 (外郭南東) 堅穴住居12、弩「機」出土	(16)
平成12年度 (2000)	27. 国庫補助事業	500m ²	10/16~11/8	(外郭南端部) 獨立柱建物13	本書

付表2 伊治城および栗原郡に関する古代史年表

西暦	和暦	記 事	文 獻
767	神護景雲 1	10. 伊治城の造営なる。造営に携わった鎮守將軍田中多太麻呂らに叙位、外從五位下道嶋三山は從五位上を賜う	続日本紀
768	2	12. 陸奥や他国百姓で伊治・桃生に住みたいものの課役を免ずる	続日本紀
769	3	1. 伊治・桃生2城への移民を確保するため、優遇することを定める 2. 板東8国から桃生・伊治2城へ移住する人々を募集する 6. 陸奥国に栗原郡を置く。これはもと伊治城である（続日本紀では神護景雲元年11月乙巳条に收めるが錯簡とみられ、ここでは神護景雲3年6月9日乙巳説をとる） 6. 陸奥国伊治村に浮浪人2,500余人を移住させる	続日本紀 続日本紀
780	宝亀 11	2. 陸奥国の申請により、胆沢の地を征圧するために覚駕城を造営することとする 3. 上治郡大領伊治公皆麻呂は按察使紀広純、牡鹿郡の大領道嶋大橋を伊治城で殺す。ついで多賀城にせまり府軍の物をとり放火する	続日本紀 続日本紀
792	延暦 11	1. 斯波村の夷胆沢公阿奴志己らは帰服したいが伊治村の浮に妨げられて果たせないでいることを訴える	類聚国史卷190
796	15	11. 陸奥国伊治城と玉造塞の中間に駅を置く 11. 相模・武藏・上総・常陸・上野・下野・出羽・越後などの住民9,000人を伊治城に移住させる	日本後紀 日本後紀
804	23	11. 栗原郡に3駅を置く	日本後紀
837	承和 4	4. 3年春より百姓の妖言に奥邑の民が動搖し、栗原・賀美両郡の百姓多く逃亡する。 また、栗原・桃生以北の俘囚は反覆して定まらないので援兵1,000人を動員して非常に備える	続日本後紀
905	延喜式 (着手)	○神名式 陸奥国100座 栗原郡 7座 大1座 表刀神社 小6座 志波姫神社 雄銳神社 駒形根神社 和我神社 香取御兒神社 遠流志別石神社 ○民部式 東山道・陸奥国大國 ……志太、栗原、磐井…… ○兵部式 陸奥国駅馬 ……玉造、栗原、磐井…… 各5疋	延喜式
931	承平年間	和名類聚抄 陸奥國 栗原郡（久利波良） (郷名) 栗原・清水・仲村・会津	和名類聚抄
938			

報告書抄録

ふりがな	いじょうあと						
書名	伊治城跡						
副書名	平成12年度：第27次発掘調査報告書						
卷次							
シリーズ名	築館町文化財調査報告書						
シリーズ番号	第14集						
編著者名	千葉長彦・村田晃一・山田晃弘						
編集機関	築館町教育委員会						
所在地	〒987-2293 宮城県栗原郡築館町薬師一丁目7番1号 TEL0228-22-1125						
発行年月日	西暦 2001年3月30日						
ふりがな 所取遺跡名	ふりがな 所在地	コード 市町村	北緯 ○○°○○'	東経 ○○°○○'	調査期間	調査面積 m ²	調査原因
いじょうあと 伊治城跡	みやぎけん 宮城県 くりはらぐん 栗原郡 つきだてとう 築館町 あじょうとの 字城生野	045217	38度 41007	141度 45分 50秒	20001016 ～ 20001108	500	重要遺跡 範囲確認 調査
所取遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項		
伊治城跡	城柵跡	奈良～ 平安時代	掘立柱建物跡13棟 掘立柱列跡1条 溝跡1条 土壙17基	土師器 須恵器 赤焼土器 平瓦 石器(サイ ドスクレイ バー)	本調査によって伊治 城内部の施設構成は、 内郭北辺を境に北の 住居域と南の建物を 中心とする官衙域に 2分できる見通しが ついた。		



伊治城跡全景（南から 写真中央が政庁跡 その下に27次調査区）



調査区全景（南から）

図版 1



調査区全景（真上から 左が北）

図版2

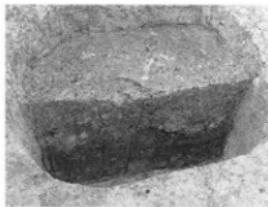


調査区東側（南から）

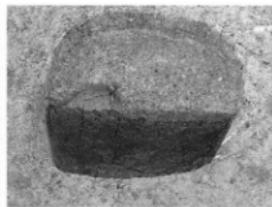


調査区西側（南から）

図版3



SB530 S1E2(東から)



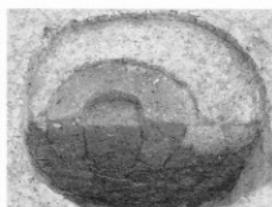
SB530 S1E1(東から)



SB531 N1E1(西から)



SB532A+B S1W2(南から)



SB533A+B S1E1(西から)



SB533A N1W1(北西から)



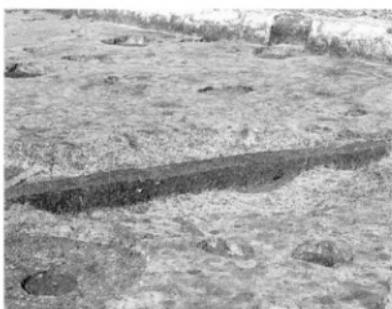
SB533B N1W1(西から)



SB540A+B N1E1(西から)



SK549(手前) SK548(奥) SD550(左)(南から)



SK552(南東から)



1



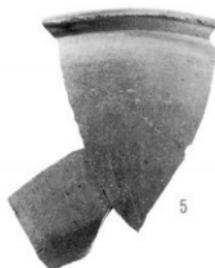
2



3



4



5



6

1 SK543

2・3 SK548

4・5 SK552

6 SB530

1～5 S=1/3 6 S=1/2

出土遺物

図版 5

築館町文化財調査報告書 第14集

伊治城跡

印刷 平成13年3月25日

発行 平成13年3月30日

発行 築館町教育委員会
〒987-2293
宮城県栗原郡築館町栗崎一丁目7-1
TEL 0228-22-1125

印刷 梶小野寺印刷所
宮城県栗原郡築館町伊豆一丁目7-3
